

議案第 25 号

東京都板橋区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例
東京都板橋区公共溝渠管理条例（昭和 28 年板橋区条例第 23 号）の
一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「410 円」を「430 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 9 条第 1 項の規定は、この条例の施行の
日以後の使用の期間に係る使用料について適用し、同日前の使用の期
間に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

公共溝渠の使用料の額を改定する必要がある。